

愛別町地域防災計画

(資 料 編)

令和 2 年 7 月

愛別町防災会議

〔目 次〕

資 料 編

〔 防 災 組 織 等 〕	1
○ 資料 1-1 関係機関等の連絡先	1
○ 資料 1-2 災害対策本部揭示板	6
○ 資料 1-3 標章	6
○ 資料 1-4 避難場所標識	7
〔 気 象 ・ 震 度 階 級 等 〕	8
○ 資料 2-1 町の気象概況	8
○ 資料 2-2 災害履歴	9
○ 資料 2-3 気象等に関する警報・注意報発表基準	11
○ 資料 2-4 雨量及び水位の観測所	12
○ 資料 2-5 気象庁震度階級関連解説表	13
〔 災 害 危 険 区 域 等 〕	17
○ 資料 3-1 水防区域・重要水防箇所	17
○ 資料 3-2 土砂災害（特別）警戒区域	19
○ 資料 3-3 土砂災害危険箇所	19
○ 資料 3-4 山地災害危険地区	20
○ 資料 3-5 雪崩危険箇所	21
○ 資料 3-6 ため池一覧	21
○ 資料 3-7 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧	21
〔 避 難 ・ 救 援 等 〕	23
○ 資料 4-1 避難施設一覧	23
○ 資料 4-2 浸水想定区域等における警戒避難体制	24
○ 資料 4-3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制	26
○ 資料 4-4 救助活動・救援物資集積拠点	27
○ 資料 4-5 救援物資・防災資機材保有状況	28
○ 資料 4-6 医療機関一覧	30
○ 資料 4-7 廃棄物処理施設一覧	31
〔 通 信 ・ 輸 送 〕	32
○ 資料 5-1 災害情報等報告取扱要領	32
○ 資料 5-2 特設公衆電話設置場所一覧	41
○ 資料 5-3 緊急輸送道路	41
○ 資料 5-4 町有車両一覧	42
○ 資料 5-5 緊急通行車両確認証明書	43
○ 資料 5-6 緊急通行車両標章	43
○ 資料 5-7 ヘリコプター離着陸場	44
○ 資料 5-8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	45
○ 資料 5-9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	50

〔 応 急 ・ 復 旧 〕	54
○ 資料 6-1 事業別国庫負担等一覧	54
○ 資料 6-2 応急金融の概要	58
〔 条 例 ・ 協 定 等 〕	71
○ 資料 7-1 愛別町防災会議条例	71
○ 資料 7-2 愛別町災害対策本部条例	73
○ 資料 7-3 災害応援協定一覧	74
〔 様 式 〕	81
○ 別記第 1 号様式 災害情報報告	81
○ 別記第 2 号様式 職員参集状況報告書	82
○ 別記第 3 号様式 職員参集状況集計表	83
○ 別記第 4 号様式 職員参集状況受付簿	84
○ 別記第 5 号様式 職員等安否確認調査票	85
○ 別記第 6 号様式 気象通報等受理簿（兼送信票）	86
○ 別記第 7 号様式 水防活動実施報告	87
○ 別記第 8 号様式 自衛隊の災害派遣要請について	88
○ 別記第 9 号様式 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	89
○ 別記第 10 号様式 災害情報速報	90
○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	91
○ 別記第 12 号様式 避難者名簿	94
○ 別記第 13 号様式 避難所受入台帳	95
○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び受入状況	95
○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿	96
○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿	97
○ 別記第 17 号様式 緊急通行車両等事前届出書	98
○ 別記第 18 号様式 規制除外車両事前届出書	99
○ 別記第 19 号様式 輸送記録簿	100
○ 別記第 20 号様式 炊き出し給与状況	101
○ 別記第 21 号様式 飲料水の供給簿	102
○ 別記第 22 号様式 世帯構成員別被害状況	103
○ 別記第 23 号様式 物資購入（配分）計画表	103
○ 別記第 24 号様式 物資の給与状況	104
○ 別記第 25 号様式 物資給与及び受領簿	105
○ 別記第 26 号様式 救護班活動状況	106
○ 別記第 27 号様式 病院診療所医療実施状況	107
○ 別記第 28 号様式 助産台帳	108
○ 別記第 29 号様式 学用品の給与状況	109
○ 別記第 30 号様式 応急仮設住宅台帳	110
○ 別記第 31 号様式 住宅応急修理記録簿	111
○ 別記第 32 号様式 遺体の捜索状況記録簿	112
○ 別記第 33 号様式 遺体処理台帳	113
○ 別記第 34 号様式 埋葬台帳	114
○ 別記第 35 号様式 障害物除去の状況	115
○ 別記第 36 号様式 賃金作業員雇用台帳	116
○ 別記第 37 号様式 公用負担権限委任証	117
○ 別記第 38 号様式 公用負担命令票	117

〔 防 災 組 織 等 〕

○ 資料 1 - 1 関係機関等の連絡先

1 愛別町（役場・消防署・公共施設等）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛別町役場	愛別町字本町 179 番地	01658-6-5111
愛別町教育委員会	愛別町字本町 345 番地 1	01658-6-5111
大雪消防組合 愛別消防署	愛別町字本町 345 番地 1	01658-6-5509
同 愛別消防団	愛別町字本町 345 番地 1	01658-6-5509
同 消防本部	上川郡美瑛町本町 4 丁目 5 番 20 号	0166-92-2029
愛別町 B&G 海洋センター	愛別町字北町 298 番地 11 301 番地 9	01658-6-4450
愛別町農村環境改善センター	愛別町字北町 300 番地	01658-6-4450
愛別町宿泊研修施設サンライズ	愛別町字北町 300 番地 3	01658-6-4450 01658-6-5853
愛別町総合センター	愛別町字本町 345 番地 1	01658-6-5111
愛別町伏古生活改善センター	愛別町字伏古 206 番地 12	01658-6-4065
愛別地区農業研修センター	愛別町字東町 1445 番地 2	01658-6-4300
愛別町中里母と子憩の家	愛別町字中央 340 番地	01658-8-1246
愛別町公民館協和分館	愛別町字協和 305 番地	01658-6-6656
愛別町公民館愛山分館	愛別町字愛山 492 番地 5	01658-7-2009
愛別町公民館金富分館	愛別町字金富 378 番地 5	01658-6-5821
愛別町外 3 町塵芥処理組合	愛別町字金富 1064 番地	01658-6-5194
大雪浄化組合	上川郡比布町字比布基線 14 号	0166-85-2580
愛別町火葬場	愛別町字北町 301 番地 1	01658-6-5989
愛別終末処理場（下水道管理センター）	愛別町字南町 444 番地 1	01658-6-4474
愛別浄水場	愛別町字中央 1132 番地 5	01658-8-1045
国民健康保険愛別町立診療所	愛別町字本町 129 番地 1	01658-6-5031

2 保育所・幼稚園

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛別町幼児センター （さくら保育所・愛別幼稚園）	愛別町字北町 250 番地 28	016580-6-5980

3 小中学校

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛別小学校	愛別町字北町 327 番地	01658-6-5490
愛別中学校	愛別町字東町 221 番地 1	01658-6-5011

4 福祉施設等（養護学校を含む。）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
愛別町老人福祉センター	愛別町字協和 1145 番地 5	01658-6-5897
美深高等養護学校あいべつ校	愛別町字南町 27 番地	01658-6-5811
愛別町高齢者生活福祉センター	愛別町字北町 298 番地 1	01658-6-4770
特別養護老人ホーム いこいの里「あい」	愛別町字北町 299 番地 1	01658-9-8181
グループホーム愛敬	愛別町字豊里 291 番地 2	01658-6-6555
グループハウス四季	愛別町字北町 211 番地	01658-6-6615
共生型交流館ぽんて	愛別町字本町 170 番地	01658-6-5959
共生型多機能施設あいねっと	愛別町字南町 29 番地 26	01658-9-8787
グループホーム らびい	愛別町字北町 248 番地 27	01658-6-5500

5 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道庁（代表）	札幌市中央区北 3 条西 6 丁目	011-231-4111
上川総合振興局（代表）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5900
同 地域政策課（防災）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5918
同 旭川建設管理部 道路課 治水課	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5154 0166-46-5156
同 事業課	旭川市東 3 条 5 丁目 1-44-1	0166-26-4461
同 保健環境部保健行政室 （上川保健所）	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5137
同 南部森林室	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-5998
教育庁上川教育局	旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号 上川合同庁舎内	0166-46-4942
上川農業改良普及センター	上川郡当麻町字園別 2 区 748 番地	0166-84-2017
上川家畜保健衛生所	旭川市東鷹栖 4 線 15 号	0166-57-2232

6 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-35-0110
旭川方面旭川東警察署	旭川市 1 条通 25 丁目 487 番地 6	0166-34-0110
同 愛別駐在所	愛別町字本町 346 番地	01658-6-5009
同 愛山駐在所	愛別町字愛山 728 番地 7	01658-7-2007

7 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 2 師団第 2 特科連隊	旭川市春光町国有無番地	0166-51-6111

8 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道開発局旭川開発建設部（防災対策官）	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-32-0613
旭川開発建設部 旭川道路事務所	旭川市神楽1条6丁目	0166-61-0136
同 上川分庁舎	上川郡上川町旭町	01658-2-1261
旭川河川事務所	旭川市永山1条21丁目3番21号	0166-48-2131
北海道農政事務所 旭川地方拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-30-9300
北海道森林管理局 旭川事務所	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-62-6738
同 上川中部森林管理署	旭川市神楽3条5丁目3番11号	0166-61-0206
旭川地方気象台（防災管理官）	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎	0166-32-7102

9 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 旭川東郵便局	旭川市東旭川町共栄98-4	0166-37-3185
同 愛別郵便局	愛別町字本町116番地	01658-6-5100
同 愛別駅前簡易郵便局	愛別町字東町222番地5	01658-6-5813
同 中愛別郵便局	愛別町字中央212番地	01658-8-1300
同 愛山郵便局	愛別町字愛山728番地4	01658-7-2300
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道北支店	旭川市10条通10丁目	0166-20-5410
北海道電力ネットワーク株式会社 旭川支店	旭川市4条通12丁目1444番地の1	0166-23-1011
株式会社NTT ドコモ北海道支社旭川支店	旭川市2条通8丁目	0166-26-7558
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-231-7126
日本放送協会旭川放送局（NHK）	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
北海道旅客鉄道株式会社旭川支社	旭川市宮下通6丁目	0166-25-6003
JR 北海道 旭川駅	旭川市宮下通8丁目	0166-25-6736
JR 同 上川駅	上川郡上川町中央町	01658-2-1020

10 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局 (HBC)	旭川市1条通8丁目542-4一条通ビル3階	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局 (STV)	旭川市東旭川北2条6丁目1番2号	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社 (HTB)	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社 (UHB)	旭川市4条通10丁目	0166-26-2010
株式会社テレビ北海道旭川支局 (TVH)	旭川市7条通13丁目	0166-22-9336
上川郡中央医師会	上川郡美瑛町北町2丁目2-17 美瑛循環器科・内科クリニック内	0166-92-8022
旭川歯科医師会	旭川市金星町1丁目1-52	0166-22-2361
旭川薬剤師会	旭川市金星町1丁目 旭川薬剤師会館	0166-29-2422
北海道獣医師会上川支部	旭川市宮下通14丁目右1号 農業会館上川生産連内	0166-24-1600
北海道土地改良事業団体連合会上川支部	空知郡中富良野町丘町7番18号 富良野土地改良区内	0167-44-2131
同 道北事務所	上川郡東神楽町南1条東2丁目	0166-83-3817
大雪土地改良区	旭川市東鷹栖4条5丁目639番地の130	0166-57-2919
旭川地区バス協会	旭川市東旭川町共栄128	0166-34-6431

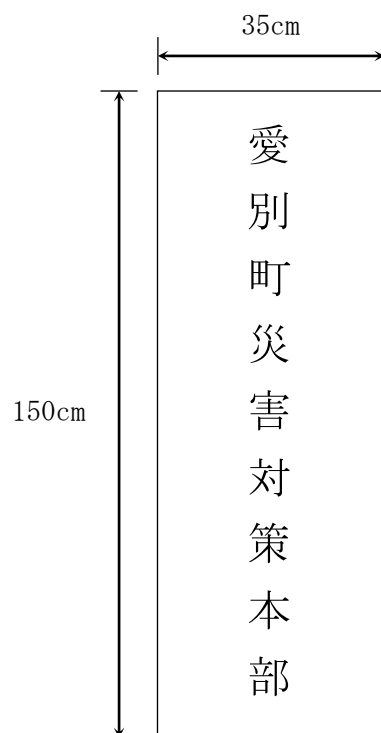
11 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上川中央農業協同組合	上川郡愛別町字本町125番地	01658-6-5311
愛別商工会	上川郡愛別町字本町166番地	01658-6-5240
愛別町森林組合	上川郡愛別町字本町179番地 愛別町役場内	01658-6-4283
愛別町建設協会	上川郡愛別町字東町180番地 株式会社三浦組内	01658-6-5236
愛別町社会福祉協議会	上川郡愛別町字本町345番地1 愛別町総合センター内	01658-6-6800
上川中央農業共済組合	旭川市東旭川町下兵村517番地	0166-36-2162
旭川公共職業安定所	旭川市春光町10番58	0166-51-0176
道北バス株式会社	旭川市近文町16丁目2698番地の1	0166-51-0111
旭川ケーブルテレビ株式会社 (ポテト)	旭川市8条通西2丁目	0166-22-0707
北海道コカ・コーラボトリング株式会社 旭川第一販売課	旭川市東鷹栖東1条6丁目637番地41	0166-57-4518
北海道エルピーガス災害対策協議会 上川支部	旭川市永山3条18丁目1-11	0166-52-4851 0166-46-3220

12 近隣市町村（上川管内市町村）

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川市 旭川市防災センター	旭川市 6 条通 9 丁目 旭川市 東光 27 条 8 丁目	0166-26-1111 0166-33-9969
士別市	士別市 東 6 条 4 丁目 1 番地	0165-23-3121
名寄市	名寄市 大通南 1 丁目 1 番地	01654-3-2111
富良野市	富良野市 弥生町 1 番 1 号	0167-39-2300
鷹栖町	上川郡 鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号	0166-87-2111
東神楽町	上川郡 東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号	0166-83-2111
当麻町	上川郡 当麻町 3 条東 2 丁目 11 番 1 号	0166-84-2111
比布町	上川郡 比布町北町 1 丁目 2 番 1 号	0166-85-2111
上川町	上川郡 上川町南町 180 番地	01658-2-1211
東川町	上川郡 東川町東町 1 丁目 16 番 1 号	0166-82-2111
美瑛町	上川郡 美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号	0166-92-1111
和寒町	上川郡 和寒町字西町 120 番地	0165-32-2421
剣淵町	上川郡 剣淵町仲町 37 番 1 号	0165-34-2121
下川町	上川郡 下川町幸町 63 番地	01658-4-2511
美深町	中川郡 美深町字西町 18 番地	01656-2-1611
音威子府村	中川郡 音威子府村字音威子府 444 番地 1	01655-5-3311
中川町	中川郡 中川町字中川 337 番地	01658-7-2811
上富良野町	空知郡 上富良野町大町 2 丁目 2 番 11 号	0167-45-6400
中富良野町	空知郡 中富良野町本町 9 番 1 号	0167-44-2122
南富良野町	空知郡 南富良野町字幾寅 867 番地	0167-52-2112
占冠村	勇払郡 占冠村字中央	0167-56-2121
幌加内町	雨竜郡 幌加内町字幌加内	0165-35-2121

○ 資料 1 - 2 災害対策本部揭示板



○ 資料 1 - 3 標章



○ 資料 1 - 4 避難場所標識



耐食アルミニウム合金 JIS H 4000 A5052P

t2×600×450mm 穴-4

封入レンズ反射シート

真空加熱圧着加工(バキュームアプリーケーター)

〔 気象・震度階級等 〕

○ 資料 2-1 町の気象概況

(平成 30 年 12 月現在)

年	気温(°C)			降水量(mm)			風向・風速(m/s)				
	平均	最高	最低	合計	日最大	1時間最大	平均	最大風速		最大瞬間風速	
H 10 年	6.0	31.4	-27.1	1268.0	70.0	24.0	1.8	9.0	南南西	///	///
11 年	6.5	34.2	-20.8	1042.0	47.0	20.0	1.8	10.0	南	///	///
12 年	6.0	35.4	-26.1	1517.0	101.0	32.0	1.6	11.0	南	///	///
13 年	5.5	30.8	-28.7	1269.0	66.0	17.0	1.8	9.0	南	///	///
14 年	6.3	<u>29.8</u>	<u>-23.5</u>	1031.0	47.0	<u>18.0</u>	1.7	<u>12.0</u>	南南西	///	///
15 年	6.2	31.0	-24.0	884.0	45.0	25.0	1.7	10.0	南南西	///	///
16 年	7.0	33.7	-21.4	1078.0	44.0	15.0	1.8	20.0	南	///	///
17 年	6.3	32.7	-24.5	1081.0	56.0	16.0	1.6	10.0	南	///	///
18 年	6.7	32.7	-22.0	1250.0	72.0	63.0	1.6	11.0	南	///	///
19 年	6.7	<u>34.2</u>	<u>-22.5</u>	920.0	45.0	<u>16.0</u>	1.6	<u>10.0</u>	南西	///	///
20 年	6.7	33.9	-27.8	880.0	48.5	13.0	1.6	10.0	南	15.9]	南
21 年	6.5	32.8	-20.8	1140.5	70.0	18.0	2.1	11.5	南	19.3	南西
22 年	7.2	33.7	-21.0	1007.0	62.0	23.0	2.2	12.4	南西	25.6	西南西
23 年	6.6	33.4	-22.6	1290.0	128.0	27.5	2.0	10.6	南	19.1	西南西
24 年	6.4	32.8	-26.3	1101.5	55.0	39.0	2.0	10.9	南南西	18.6	南南西
25 年	6.5	33.3	-24.5	1061.5	54.0	22.5	2.1	12.7	西南西	24.5	西
26 年	6.4	35.9	-27.2	1084.0	114.0	23.0	2.0	12.1	南西	22.1	南西
27 年	7.2	30.8	-25.3	988.0	75.0	36.0	2.1	14.2	西南西	24.4	西南西
28 年	6.6	33.8	-24.4	1255.0	126.5	21.5	2.2]	12.9]	北北西	20.6]	西
29 年	6.4	32.8	-25.1	927.5	35.5	19.5	2.1	15.1	南西	27.6	南西

資料：気象庁（観測地点：比布）

- (注) 1 下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合又は観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。
- 2 「] 」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。
値そのものを信用することはできず、通常は上位の統計に用いないが、極値、合計、度数等の統計ではその値以上（以下）であることが確実である、といった性質を利用して統計に利用できる場合がある。
- 3 「 /// 」は、欠測又は観測を行っていない場合、欠測又は観測を行っていないために合計値や平均値等が求められないことを示す。

○ 資料 2 - 2 災害履歴

(平成 30 年 12 月現在)

1 過去の災害の記録

発生年月	種別	被害状況
明治 31 年 9 月	水 害	愛別小学校など被害を受ける。
44 年 5 月	大 火 災	愛別町市街大火市街の大半消失する。
大正 1 年 9 月	台風、水害	台風発生家屋倒壊、冷害凶作
昭和 6 年	冷 害	冷害凶作
7 年	冷 害	冷害凶作
9 年	冷 害	冷害凶作
29 年 9 月	台 風	台風 15 号発生 全半壊約 100 戸
39 年	冷 害	冷害凶作
44 年 5 月	冷 害	異常低温による農作物被害
45 年 4 月	融雪増水	農業用施設 (えん堤) 決壊 (愛別 14 線) " (") " (伏古北 4 号)
8 月	8.1 災害 豪 雨	家屋浸水 22 棟 農地農作物被害 89ha 土木被害 47 か所 その他農業施設等 19 か所
8 月	台風 9 号	家屋半壊 1 棟 農作物被害 450ha
46 年 5 月	冷 害	異常低温による農作物被害
47 年 4 月	融 雪	河川 6 か所
48 年 4 月	融 雪	河川 7 か所 道路 1 か所
48 年 5 月	豪 雨	頭首工流失
50 年 8 月	洪 水 (台風 6 号)	床下浸水 12 棟 田畑流出 7.7ha 河川、橋被害 18 か所
9 月	洪 水 (集中豪雨)	床下浸水 10 棟 田畑流出 8.8ha 河川被害 6 か所
58 年 10 月	雪 害	早期降雪による農作物被害

2 近年の災害の記録

年月日	種別	被害状況
平成 5 年	冷 害	冷害凶作
14 年	冷 害	低温、長雨による農作物被害
15 年	冷 害	冷害凶作
16 年	台 風 18 号	強風による家屋、農業施設への被害 農作物被害 242ha
21 年	冷 害	低温、長雨による農作物被害
22 年 3 月 21 日	強 風	営農施設小破
22 年 4 月 14 日	強 風	営農施設被害（ビニール破損、鉄骨倒壊）
22 年 9 月 6 日	集 中 豪 雨	河川護岸洗堀、路面洗堀
23 年 4 月 17 日	大 雪・着 雪	町道への倒木被害、営農施設ビニール破損
23 年 8 月 15 日	大 雨	農業幹線用水路法面崩落
23 年 9 月 2 日	大 雨 (台風12号の影響による。)	農業用水路法面崩落、排水路崩落、道路法面崩落、道路 面洗堀、河川への落石、河川法面崩落、河川環境保全型 ブロック中詰材流出
24 年 8 月 13 日	大 雨	道路法面崩落
26 年 8 月 5 日	大 雨	愛別川が一時氾濫危険水位を超えた。 床下浸水 1 件、自主避難 1 件、 愛別川流域世帯に対して IP 放送による自主避難を周知、 避難所設置 4 か所 農地冠水 29.3ha、営農施設冠水 6ha、河川被害 11 か所、 道路被害 22 か所
28 年 7 月 31 日	洪 水 (集中豪雨)	農作物被害 農地冠水 55ha、 営農施設冠水等被害 120 か所、 河川被害 8 か所、道路被害 22 か所、 床上浸水 7 件、床下浸水 6 件、避難者 1 名、 公共施設床上浸水 1 件、鉄道不通 1 か所
28 年 8 月 17 日 { 8 月 23 日	大 雨 (台風 7、9、11 号及び 前線の影響による。)	農作物被害 強風による倒伏 41ha 農地冠水 24ha、 営農施設冠水等被害 10 か所、公共施設冠水 1 件、 愛別川及び石狩川流域に対して IP 放送による自主避難 を周知、避難所設置 5 か所
28 年 10 月 23 日	雪 害	農作物被害 田 3.4ha、畑 43.5ha
30 年 9 月 6 日	停 電 (北海道胆振東部地 震の影響による。)	愛別町震度 3 町内全域停電（午後一部復旧、翌早朝全域復旧）

○ 資料 2-3 気象等に関する警報・注意報発表基準

(平成 24 年 5 月 29 日現在)

種類		発表基準		
警報	大雨※1	(浸水害)	雨量基準 1 時間雨量 50mm 以上	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準※2 117 以上	
	洪水		雨量基準	－ (基準なし)
			流域雨量指数基準※3	愛別川流域で 15 以上
			複合基準	－ (基準なし)
			指定河川洪水予報による基準	指定河川である石狩川上流に発表された洪水予報において、基準水位観測所 (中愛別) で「はん濫警戒情報」又は「はん濫危険情報」の発表基準を満たしている場合
	暴風	平均風速	16m/s 以上	
	暴風雪	平均風速	16m/s 以上で雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm 以上	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 30mm 以上	
		土壌雨量指数基準※2	87 以上	
	洪水		雨量基準	－ (基準なし)
			流域雨量指数基準※3	愛別川流域で 10 以上
			複合基準	－ (基準なし)
			指定河川洪水予報による基準	指定河川である石狩川上流に発表された洪水予報において、基準水位観測所 (中愛別) で「はん濫注意情報」の発表基準を満たしている場合
	強風	平均風速	12m/s 以上	
	風雪	平均風速	10m/s 以上で雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 25cm 以上	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	60mm 以上：24 時間雨量と融雪量 (相当水量) の合計		
	濃霧	視程	200m 以下	
	乾燥	最小湿度 30% 以下、実効湿度 60% 以下		
	なだれ	① 24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ② 積雪の深さが 50cm 以上で日平均気温 5℃ 以上		
	低温	4 月～6 月、8 月中旬～10 月：(平均気温) 平年より 6℃ 以上低い 7 月～8 月上旬：(気温) 14℃ 以下が 12 時間以上継続 11 月～3 月：(最低気温) 平年より 12℃ 以上低い		
	霜	最低気温 3℃ 以下		
着氷				
着雪	気温 0℃ 位で、強度並以上の雪が数時間以上継続			

(注) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

- ※1 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報 (浸水害)」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害)」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報 (土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害) は「大雨警報 (浸水害)」、(土砂災害) は「大雨警報 (土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。
- ※2 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は 1km 四方ごとに設定しているが、本表には町域内における基準値の最低値を示している。
- ※3 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報を基に 5km 四方の領域ごとに算出する。

○ 資料 2 - 4 雨量及び水位の観測所

(平成 28 年 4 月現在)

1 雨量観測所

水系名	河川名	観測地点 (所在地)	位置	管理者	標高 (m)
石狩川	石狩川	中愛別 (中愛別中央 3)	中愛別橋下流 1.6km	北海道開発局 旭川開発建設部	249.0
	狩布川	愛別ダム (協和 530-1)	愛別ダム管理所内	上川総合振興局 旭川建設管理部	295.0

2 水位観測所

水系名	河川名	観測地点 (所在地)	管理者	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位
石狩川	石狩川	中愛別 (中愛別中央 3)	北海道開発局 旭川開発建設部	243.30m	244.50m	245.10m	245.40m
	愛別川	本町 (本町 283-1)	上川総合振興局 旭川建設管理部	203.52m	204.32m	—	204.80m
		協和橋 (協和 224-1)	上川総合振興局 旭川建設管理部	—	—	—	233.45m

○ 資料 2－5 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 気象庁)

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

(注) 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわなないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多い。傾くものや、倒れるものが多い。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある*。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある*。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

* 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [*] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

* 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

〔 災害危険区域等 〕

○ 資料 3 - 1 水防区域・重要水防箇所

(平成 28 年 4 月現在)

1 水防区域

No.	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (km)	危険区 域延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
1	中愛別 左岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	183.00～ 183.50	左岸 500	法崩れ・ すべり				田 50.0
2	愛別築堤	石狩川	1 級 石狩川	180.70～ 181.20	右岸 500	水衝・洗掘				田 50.0
3	中愛別 右岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	184.30～ 184.80	右岸 500	水衝・洗掘				田 50.0
4	中愛別 右岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	185.30～ 185.70	右岸 450	水衝・洗掘				田 25.0
5	中愛別 右岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	188.40～ 188.90	右岸 600	水衝・洗掘				田 10.0
6	中愛別 左岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	183.00～ 183.30	左岸 350	水衝・洗掘				田 30.0
7	中愛別 左岸築堤	石狩川	1 級 石狩川	184.90～ 185.30	左岸 400	水衝・洗掘				田 10.0
8	中愛別 7 線樋門	石狩川	1 級 石狩川	182.23	左岸 1 か所	漏水				田 10.0
9	中愛別 10 線樋管	石狩川	1 級 石狩川	183.52	左岸 1 か所	漏水				田 10.0
10	石狩川 第5鉄道橋	石狩川	1 級 石狩川	189.65	左右岸 1 か所	桁下高 不足				J R 鉄橋
11	中愛別右 岸築堤	石狩川	1 級 パンケメ ムナイ川	石狩川合流 地点から 0.40～ 0.70	左岸 300	堤防高 不足				田 25.0
12	中愛別 右岸築堤	石狩川	1 級 パンケメ ムナイ川	石狩川合流 地点から 0.40～ 0.70	左岸 300	堤防断面 不足				田 25.0
13	中愛別 右岸築堤	石狩川	1 級 パンケメ ムナイ川	石狩川合流 地点から 0.00～ 0.40	左岸 380	新堤防				田 12.0
14	愛別	石狩川	普通 エチラス ケップ川	石狩川合流 地点から 3.00～ 3.80	両岸 800	溢流	5			田 19.0
15	愛別	石狩川	普通 エチラス ケップ川	石狩川合流 地点から 1.50～ 2.30	両岸 800	溢流	7			田 22.0
16	愛別	石狩川	普通 イシガキ 14 線川	石狩川合流 地点から 0.20～ 0.60	両岸 400	急峻				田 7.0

No.	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害			
	地区名	水系名	河川名	流心 距離 (km)	危険区 域延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道 路	その他
17	愛山	石狩川	20 線沢川	石狩川合流 地点から 1.20～ 1.50	両岸 300	溢流	2			田 6.0
18	愛山	石狩川	22 線沢川	石狩川合流 地点から 1.00～ 2.15	両岸 1,150	溢流	7			田 24.0
19	愛山	石狩川	普通 23 線沢川	石狩川合流 地点から 0.50～ 1.10	両岸 600	溢流	4			田 12.0
20	愛山	石狩川	普通 不動の沢川	石狩川合流 地点から 0.50～ 0.60	両岸 100	溢流	1			田 1.0
21	中央	石狩川	普通 ペンケメ ムナイ川	石狩川合流 地点から 1.70～ 3.70	両岸 2,000	溢流	4			田 7.0
22	富沢	石狩川	普通 ヨーコシ ナイ川	愛別川合流 地点から 2.00	両岸 2,000	溢流	5			田 24.0
23	協和	石狩川	普通 美志内川	愛別川合流 地点から 0.70	両岸 700	溢流	2			田 7.0
24	協和	石狩川	普通 左股 パンケ川	愛別川合流 地点から 1.50～ 2.35	両岸 850	溢流	2			田 2.0

2 重要水防箇所

No.	河川名	左右岸	築堤・工作物名	距離標	延長(m)	種別	重要度
1	石狩川	左岸	愛山	191.6～192.2	0.56	堤防高	B
2	石狩川	左岸	愛山	192.6～192.8	0.19	堤防高	B
3	石狩川	左岸	愛山	192.8～193.0	0.15	堤防高	A
4	石狩川	左岸	愛山	193.0～194.0	0.88	堤防高	B
5	石狩川	右岸	中愛別右岸	186.4～186.8	0.35	堤防高	B
6	石狩川	右岸	中愛別右岸	187.0～187.2	0.20	堤防高	B
7	石狩川	左岸	愛山	191.8～192.2	0.39	堤防断面	B
8	石狩川	右岸	中愛別右岸	186.0～186.2	0.24	堤防断面	B
9	石狩川	左岸	愛山	191.5～194.1	2.25	漏水	B
10	石狩川	左岸	愛山	191.5～194.1	2.25	法崩れ・スベリ	B
11	石狩川	左岸	中愛別左岸	181.6～181.7	0.21	水衝・洗堀	B
12	石狩川	左岸	中愛別左岸	181.8～181.9	0.19	水衝・洗堀	A
13	石狩川	左岸	中愛別左岸	184.2～184.3	0.21	水衝・洗堀	B
14	石狩川	右岸	中愛別右岸	183.4～183.5	0.19	水衝・洗堀	B
15	石狩川	右岸	中愛別右岸	184.0～184.1	0.18	水衝・洗堀	B
16	石狩川	右岸	中愛別右岸	185.5～185.7	0.23	水衝・洗堀	A
17	石狩川	—	第五石狩川橋梁	189.63	—	工作物	B
18	石狩川	—	寿見江橋	193.10	—	工作物	B

No.	河川名	左右岸	築堤・工作物名	距離標	延長(m)	種別	重要度
19	石狩川	左岸	中愛別左岸	182.4～182.6	0.17	旧川跡	要注意
20	石狩川	右岸	中愛別右岸	183.2～183.4	0.19	旧川跡	要注意
21	石狩川	右岸	中愛別右岸	185.0～185.2	0.16	旧川跡	要注意
22	石狩川	右岸	中愛別右岸	188.0～188.2	0.14	旧川跡	要注意
23	石狩川	右岸	中愛別右岸	188.6～188.8	0.37	旧川跡	要注意
24	石狩川	左岸	愛山	191.8～192.2	0.39	重点区間	
25	石狩川	左岸	愛山	193.2～193.6	0.38	重点区間	
26	石狩川	右岸	中愛別右岸	186.4～186.8	0.35	重点区間	
27	石狩川	左岸	愛山	193.40	—	重点箇所	
28	石狩川	右岸	中愛別右岸	186.60	—	重点箇所	
29	パンケムナイ川	左岸	—	0.40～0.60	0.20	堤防断面	B
30	パンケムナイ川	左岸	—	0.80～1.00	0.20	堤防断面	B

○ 資料 3 - 2 土砂災害（特別）警戒区域

(平成 28 年 4 月現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
土石流	協和	若牛内川	I-41-0110	平成 27 年 7 月 3 日	○	—
土石流	字中央	中央一の沢川	II-41-0190	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
土石流	字中央	中央二の沢川	II-41-0200	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
土石流	字豊里	九線沢川	II-41-0140	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
土石流	字豊里	十一線沢川	II-41-0160	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
土石流	字豊里	十二線沢川	II-41-0170	平成 27 年 3 月 20 日	○	○
土石流	字豊里	十線沢川	II-41-0150	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
急傾斜地の崩壊	字豊里	愛別豊里 3	II-4-29-1545	平成 27 年 3 月 20 日	○	○
土石流	字中央	パンケ十五線川	II-41-0180	平成 27 年 3 月 20 日	○	—
指定箇所計					9	2
未指定箇所計					0	0
合計箇所計					9	2

○ 資料 3 - 3 土砂災害危険箇所

(平成 28 年 4 月現在)

1 地すべり危険箇所

No.	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域		備考
			警戒区域	特別警戒区域	
1	472	協和			
2	236	愛別中央			

2 急傾斜地崩壊危険箇所

No.	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域		備考
			警戒区域	特別警戒区域	
1	Ⅱ-1542	愛別北町			
2	Ⅱ-1543	愛別豊里1			
3	Ⅱ-1544	愛別豊里2			
4	Ⅱ-1545	愛別豊里3	○	○	
5	Ⅱ-1546	愛別伏古			

3 土石流危険溪流

No.	溪流番号 (箇所番号)	溪流名 (箇所名)	土砂災害警戒区域		備考
			警戒区域	特別警戒区域	
1	I 41-0110	若牛内川	○		
2	Ⅱ 41-0120	協和一の沢川			
3	Ⅱ 41-0130	協和二の沢川			
4	Ⅱ 41-0140	九線沢川	○		
5	Ⅱ 41-0150	十線沢川	○		
6	Ⅱ 41-0160	十一線沢川	○		
7	Ⅱ 41-0170	十二線沢川	○	○	
8	Ⅱ 41-0180	パンケ十五線川	○		
9	Ⅱ 41-0190	中央一の沢川	○		
10	Ⅱ 41-0200	中央二の沢川	○		
11	Ⅱ 41-0210	二十二線一の沢川			
12	Ⅱ 41-0230	ウラナンスケップ左の沢川			
13	(I 01)	(二十四線川)			旭川建設管理部直轄
14	(Ⅱ 01)	(工場裏の沢)			旭川建設管理部直轄

○ 資料 3-4 山地災害危険地区

(平成 28 年 4 月現在)

1 山腹崩壊危険地区

No.	字名	危険地区名	No.	字名	危険地区名
1	字旭山	愛別町-山-001	12	字中央	愛別町-山-012
2	字旭山	愛別町-山-002	13	字厚生	愛別町-山-013
3	字徳星	愛別町-山-003	14	字金富	愛別町-山-014
4	字徳星	愛別町-山-004	15	字愛別	愛別町-山-015
5	字徳星	愛別町-山-005	16	字愛山	愛別町-山-016
6	字厚生	愛別町-山-006	17		愛別町-山-017
7	字北町	愛別町-山-007	18		愛別町-山-018
8	字伏古	愛別町-山-008	19		愛別町-山-019
9	字豊里	愛別町-山-009	20		愛別町-山-020
10	字豊里	愛別町-山-010	21	字愛山	愛別町-山-021
11	字豊里	愛別町-山-011			

2 地すべり崩壊危険地区

No.	字名	危険地区名	No.	字名	危険地区名
1		愛別町一地-001	4		愛別町一地-004
2	字協和	愛別町一地-002	5		愛別町一地-005
3	字徳星	愛別町一地-003	6	字中央	愛別町一地-006

3 崩壊土砂流出危険地区

No.	字名	危険地区名	No.	字名	危険地区名
1		愛別町一崩-001	13	字豊里	愛別町一崩-013
2		愛別町一崩-002	14	字豊里	愛別町一崩-014
3	字旭山	愛別町一崩-003	15	字豊里	愛別町一崩-015
4	字旭山	愛別町一崩-004	16	字豊里	愛別町一崩-016
5	字金富	愛別町一崩-005	17	字豊里	愛別町一崩-017
6	字厚生	愛別町一崩-006	18	字豊里	愛別町一崩-018
7	字厚生	愛別町一崩-007	19		愛別町一崩-019
8	字愛別	愛別町一崩-008	20		愛別町一崩-020
9	字北町	愛別町一崩-009	21	字愛山	愛別町一崩-021
10	字伏古	愛別町一崩-010	22	字愛山	愛別町一崩-022
11	字伏古	愛別町一崩-011	23		愛別町一崩-025
12	字伏古	愛別町一崩-012	24		愛別町一崩-026

○ 資料 3-5 雪崩危険箇所

(平成 28 年 4 月現在)

No.	箇所番号	箇所名	備考
1	I-868	愛別安足間	
2	I-2323	愛別伏古	

○ 資料 3-6 ため池一覧

(平成 28 年 4 月現在)

No.	ため池の名称	所在地	管理者	貯水量 (m ³)	備考
1	中愛別ダム	愛別町字中央	大雪土地改良区	45,000	

○ 資料 3-7 危険物の貯蔵所及び取扱所等の所在一覧

(平成 28 年 4 月現在)

1 屋内貯蔵所

事業所名	設置場所	品名及び許可数量 (ℓ)			
		第一	第二	第三	第四
㈱旭川国際ゴルフ場	伏古	400	600		400

2 地下タンク貯蔵所

事業所名	設置場所	品名及び許可数量 (ℓ)			
		第三	10,000		
愛別町外3町塵芥処理組合	金富3区	第三	10,000		
愛別町役場	本町1区	第二	6,000		
愛別町立愛別診療所	本町3区	第二	1,900		
愛別町幼児センター	北町2区	第二	1,900		
愛別町農村環境改善センター	北町4区	第三	5,900		
愛別町立愛別小学校	北町3区	第三	4,800		
高齢者生活福祉センター	北町4区	第三	10,000		
農事組合法人ヒット培養センター	中央1区	第三	29,000		
農事組合法人タッグ培養センター	豊里3区	第三	10,000		
下伏古菌茸生産組合培養センター	伏古	第三	10,000		
愛別福祉会いこいの里「あい」	北町4区	第三	10,000		
北海道美深高等養護学校 あいべつ校	南町3区	第三	10,000		

3 給油取扱所

事業所名	設置場所	品名及び許可数量 (ℓ)			
		第一	40,000	第二	20,576
ホクレン愛別給油所	南町2区	第一	40,000	第二	20,576
(有)南部石油店	南町1区	第一	13,000	第二	17,000
(株)野口商店愛別給油所	本町1区	第一	19,200	第二	38,300
				第三	900
				第四	2700
沼田砂利砕石(株)	南町2区	第二	19,000		

4 移動タンク貯蔵所

事業所名	設置場所	品名及び許可数量 (ℓ)			
		第二	4,000		
(有)南部石油店	南町1区	第二	4,000		
〃	〃	第三	5,000		
(株)野口商店愛別給油所	本町1区	第二	4,000		

○ 資料 4 - 2 浸水想定区域等における警戒避難体制

(平成 28 年 4 月現在)

1 警戒避難体制

地域	浸水想定区域等			情報伝達 担 当	情報伝達 手 段	避難先	
	水系名	河川名	地区				
金富	石狩川	石狩川	金富 1、2、3 区	総務企画課	電話・FAX・IP告知放送	金富公民館	
		愛別川					
厚生		愛別川	厚生				スポーツ公園施設
伏古		愛別川	伏古				伏古生活改善センター
協和		愛別川	協和				公民館協和分館
本町		石狩川	本町 1、2、3、4 区				愛別小学校、 スポーツ公園施設
		愛別川					
北町		石狩川	北町 2、3、4 区				愛別小学校、 スポーツ公園施設
		愛別川					
南町		石狩川	南町 1、2、3、4 区				愛別小学校、 スポーツ公園施設
		愛別川					
愛別		石狩川	愛別 2、4、5、6、7 区				郷土芸能伝承館
東町		石狩川	東町 1、2、3、4、5、6 区				郷土芸能伝承館
豊里		石狩川	豊里 1、2、3、4 区				豊里地域交流館
中央		石狩川	中央 1、2、3、4、5 区				中里母と子憩の家
		石狩川	中央町 1、2、3 区				
愛山		石狩川	愛山 1、23、4、5、6 区				愛山コミュニティセンター
愛山町		石狩川	愛山町 1、2、3 区				愛山公民館

(備考) 避難路、避難経路等については、防災ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
 その他警戒避難体制に関する事項については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。

2 要配慮者利用施設等

地域	施設					情報伝達担当	情報伝達手段	備考
	区分	名称	所在地	電話 (F A X)	情報受理 担 当			
協和	老人福祉施設	愛別町老人福祉センター	字協和 1145 番地 5	01658-6-5897	協和温泉	保健福祉課		愛別川
本町	共生型交流館	共生型交流館ぼんて	字本町 170 番地	01658-6-5959	施設長	保健福祉課		石狩川 愛別川
北町	老人福祉施設	愛別町高齢者生活福祉センター	字北町 298 番地 1	01658-6-4770	施設長	保健福祉課		石狩川 愛別川
	老人福祉施設	特別養護老人ホーム いこいの里「あい」	字北町 299 番地 1	01658-9-8181	総務課長	保健福祉課	電話・ IP 告知 放送	石狩川 愛別川
	老人福祉施設 障害者福祉施設	グループハウス四季	字北町 211 番地	01658-6-6615	施設管理者	保健福祉課		石狩川 愛別川
	障害者福祉施設	グループホーム ら びい	字北町 248 番地 27	01658-6-5500	管理者	保健福祉課		石狩川 愛別川
南町	障害者福祉施設	共生型多機能施設あ いねっと	愛別町字南 町 29 番地 26	01658-9-8787	施設長	保健福祉課		石狩川 愛別川
	特別支援学校	北海道美深高等養護 学校あいべつ校	字南町 27 番地	01658-6-5811 (01658-6-5812)	教頭	教育委員会	石狩川 愛別川	
豊里	老人福祉施設	グループホーム愛敬	字豊里 291 番地 2	01658-6-6555	施設管理者	保健福祉課		石狩川

○ 資料 4-3 土砂災害警戒区域における警戒避難体制

(平成 28 年 4 月現在)

1 警戒避難体制

地域	土砂災害警戒区域				公示日	情報伝達 担 当	情報伝達 手 段	避難先	
	区域名称 (区域番号)	発生原因と なる自然現 象の種類	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域					
協和	若牛内川 (Ⅰ-41-0110)	土石流	○	—	平成 27 年 7 月 3 日	総 務 企 画 課	電 話 ・ FAX ・ IP 告 知 放 送	公民館協和分館	
豊里	九線沢川 (Ⅱ-41-0140)	土石流	○	—	平成 27 年 3 月 20 日			豊里地域交流館	
	十一線沢川 (Ⅱ-41-0160)	土石流	○	—	〃				
	十二線沢川 (Ⅱ-41-0170)	土石流	○	○	〃				
	十線沢川 (Ⅱ-41-0150)	土石流	○	—	〃				
	愛別豊里 3 (Ⅱ-4-29-1545)	急傾斜地の崩壊	○	○	〃				
中央	中央一の沢川 (Ⅱ-41-0190)	土石流	○	—	〃				中里母と子憩の家
	中央二の沢川 (Ⅱ-41-0200)	土石流	○	—	〃				
	パンケ十五線川 (Ⅱ-41-0180)	土石流	○	—	〃				

(備考) 避難路、避難経路等については、防災ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
 その他警戒避難体制に関する事項については、避難勧告等の判断・伝達マニュアルによる。

2 要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第8条第1項第4号に規定する施設）

地域	施設					情報伝達担当	情報伝達手段	土砂災害警戒区域 (区域名称) (区域番号) (自然現象の種類)
	区分	名称	所在地	電話 (FAX)	情報受 理 担 当			
協和	老人福祉施設	愛別町老人福祉センター	字協和 1145 番地 5	01658-6-5897	協和温泉	保健福祉課	電話・IP告知放送	若牛内川 I-41-0110 土石流
豊里	グループホーム	グループホーム愛敬	字豊里 291 番地 2	01658-6-6555	施設管理者			九線沢川 I-41-0140 土石流
								愛別豊里 3 I-4-29-1545 急傾斜地の崩壊

○ 資料 4-4 救助活動・救援物資集積拠点

(平成 28 年 4 月現在)

施設名	施設管理者	所在地	連絡先	備考
愛別水防拠点※	旭川開発建設部 (旭川河川事務所)	愛別町字南町地先	0166-48-2131	

※愛別水防拠点について

石狩川上流の広域的な防災活動ができるよう、愛別地区において、国道 39 号、ヘリポートと隣接して水防資材を備えた拠点整備がされ、災害時には迅速な物資輸送が可能な広域拠点となるほか、地域における水防活動の拠点となり、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策により、地域防災力の向上を図る。

なお、石狩川上流域には、これまでに旭川地区、永山地区、美瑛地区、近文花咲地区の 4 つの水防拠点が整備されており、愛別地区は、永山地区より上流の石狩川本川を受け持つ地域となっている。

概 要		
種 別	面積 (㎡)	摘 要
備蓄土砂 (水防活動・仮締切工)	2,140	平均盛高 4.6m
砕石	100	
消波・根固ブロック	720	2 段積み
駐車スペース	1,120	
ヘリポート	920	
水防倉庫	160	広域での水防活動、応急復旧活動に必要な資材を保管

○ 資料４－５ 救援物資・防災資機材保有状況

(令和２年４月現在)

品名	規格等			数量	単位	保管場所
	規格	入数・量	年限			
白米	ムラカミ 7043001	100g	5年	500	食	車庫2F
わかめご飯	ムラカミ 7043010	100g	5年	500	食	車庫2F
山菜おこわ	ムラカミ 7042203	100g	5年	500	食	車庫2F
五目御飯	ムラカミ 7043004	100g	5年	500	食	車庫2F
保存用パン	ムラカミ 7042595	100g	5年	240	缶	車庫2F
缶入カンパン	ムラカミ 7042103	100g	5年	240	缶	車庫2F
ビスケット	ムラカミ 7042107	75g	5年	10	式	車庫2F
水	ムラカミ 7042118	2リットル	5年	384	本	車庫1F
水	ムラカミ 7042001	500ml	5年	2,853	本	車庫1F
えいようかん	ムラカミ 7042341	60g 5本入り	5年	200	箱	車庫2F
調理用具セット	ムラカミ 7242428	20点入り	-	1	個	車庫2F
食器セット	ムラカミ 7242418	100人分	-	16	箱	車庫2F
毛布	ムラカミ 6060012	-	-	110	枚	車庫2F
	日赤	-	-	34	枚	車庫2F
災害用応急セット	日赤	タオル	-	10	セット	車庫2F
		コップ	-			
		ポケットティッシュ	-			
		洗剤	-			
		物干しロープ	-			
		洗濯バサミ	-			
		裁縫セット	-			
		救急絆創膏	-			
		巻軸包帯	-			
		ガーゼ	-			
		生理用品	-			
		鏡	-			
		櫛	-			
		カミソリ	-			
		歯みがき	-			
		歯ブラシ	-			
		薬用石鹸	-			
		石鹸箱	-			
		ドライシャンプー	-			
		毛抜	-			
サバイバルツール	-					
スプーン・フォークセット	-					
ゴム手袋	-					
軍手	-					
ゴミ袋	-					
ボールペン	-					
メモ用紙	-					
天チャックポーチ	-					

品名	規格等		数量	単位	保管場所	
	規格	入数・量 年限				
災害用緊急セット	日赤	タオル	-	10	セット	車庫2F
		ウェットティッシュ	-			
		ポケットティッシュ	-			
		軍手	-			
		ゴム手袋	-			
		ビニール袋	-			
		コップ	-			
		スプーン・フォークセット	-			
		物干しロープ	-			
		洗濯バサミ	-			
		救急絆創膏	-			
		弾力包帯	-			
		ガーゼ	-			
		マスク	-			
		歯ブラシ	-			
		毛抜	-			
		風呂敷	-			
		携帯ラジオ	-			
		懐中電灯	-			
		天チャックポーチ	-			
鉛筆	-					
メモ用紙	-					
ブックレット	-					
挨拶状	-					
バッグ(外袋)	-					
折りたたみベット		-	10	台	車庫2F	
発電機		-	1	台	更衣室	
ユニバーサルトイレ		-	1	式	車庫2F	
プライベートルーム		-	1	式	車庫2F	
懐中電灯		-	10	個	庁舎	
土のう		-	10	枚	建設車庫	
飲料水ポリ袋		10リットル	-	1,250	枚	浄水場
飲料水ポリタンク		20リットル	-	90	個	浄水場
給水タンク		2キロリットル	-	1	個	車庫1F
発電機	ヤンマーGF1400is	-	1	台	更衣室	
石油ストーブ	コロナSI-66G	-	10	台	階段	

発電機	消防署		-	4	台	消防署
投光器	消防署		-	2	台	消防署
毛布	消防署		-	50	枚	消防署
トランシーバー	消防署		-	13	台	消防署
救命ボート	消防署		-	1	台	消防署
スコップ	消防署		-	30	本	消防署
ツルハシ	消防署		-	1	本	消防署
ハンマー	消防署		-	4	本	消防署
オイルマット	消防署		-	280	枚	消防署
油処理剤	消防署		-	60	缶	消防署
消火薬剤	消防署		-	0	缶	

○ 資料 4 - 6 医療機関一覧

(平成 30 年 12 月現在)

1 町内医療機関

医療機関名	所在地	連絡先	備考
国民健康保険愛別町立診療所	字本町 129 番地 1	01658-6-5031	

2 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2) 地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
上川中部	旭川赤十字病院	旭川市曙 1 条 1 丁目	0166-22-8111
	旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1-1	0166-68-2634

3 救急告示医療機関（二次医療圏：上川中部）

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
旭川市	JA 北海道厚生連旭川厚生病院	旭川市 1 条通 24 丁目 111 番地 3	0166-33-7171
	大西病院	旭川市 4 条通 11 丁目右 3 号	0166-26-2171
	医療法人中島病院	旭川市 4 条通 16 丁目 1152 番地	0166-24-1211
	医療法人整形外科進藤病院	旭川市 4 条通 19 丁目右 6 号	0166-31-1221
	医療法人社団幾晃会木原循環器科内科医院	旭川市 4 条通 22 丁目 118 番地	0166-35-5555
	医療法人社団功和会佐久間病院	旭川市 5 条通 7 丁目左 7 号	0166-22-1111
	医療法人元生会森山病院	旭川市 8 条通 6 丁目左 10 号	0166-22-4151
	旭川脳神経外科病院	旭川市 10 条通 21 丁目 2 番地の 11	0166-33-2311
	旭川赤十字病院	旭川市曙 1 条 1 丁目 1 番 1 号	0166-22-8111
	独立行政法人国立病院機構旭川医療センター	旭川市花咲町 7 丁目 4048 番地	0166-51-3161
	市立旭川病院	旭川市金星町 1 丁目 1 番 65 号	0166-24-3181
	医療法人社団杏仁会大雪病院	旭川市永山 3 条 7 丁目 1 番 5 号	0166-48-6661
	医療法人社団恩和会旭川高砂台病院	旭川市高砂台 1 丁目 1 番 22 号	0166-61-5700
	旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東 2 条 1 丁目 1 番 1 号	0166-65-2111
	道北勤医協一条通病院	旭川市豊岡 1 条 1 丁目 7 番 3 号	0166-34-2111
	豊岡中央病院	旭川市豊岡 7 条 2 丁目 1 番 5 号	0166-32-8181

市町村	医療機関名	所在地	連絡先
旭川市	医療法人社団博彰会佐野病院	旭川市末広3条3丁目1番15号	0166-52-1177
	医療法人仁友会北彩都病院	旭川市宮下通9丁目2番1号	0166-26-6411
幌加内町	幌加内町国民健康保険病院	雨竜郡幌加内町字幌加内4941番地	0165-35-2321
美瑛町	美瑛町立病院	上川郡美瑛町中町3丁目8番35号	0166-68-7111
上川町	国民健康保険上川医療センター	上川郡上川町花園町175番地	01658-2-1231

4 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	上川	上川中部	市立旭川病院	旭川市金星町1丁目1番65号	6

5 血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町7条10丁目1-50	0166-52-2211

○ 資料4-7 廃棄物処理施設一覧

(平成28年4月現在)

区分	施設名	所在地	電話番号	備考
ごみ焼却施設	愛別町外3町塵芥処理組合 富沢衛生センター	愛別町字金富1064番地	01658-6-5194	
	粗大ごみ処理施設	愛別町外3町塵芥処理組合 リサイクルセンター		愛別町字金富1069番地
し尿処理施設	大雪浄化組合 大雪浄化センター	上川郡比布町字比布基線14号	0166-85-2580	
	愛別終末処理場 (下水道管理センター)	愛別町字南町444番の1		1,536 m ³ /日

[通信 ・ 輸 送]

○ 資料 5 - 1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (5) 地震が発生し、震度 4 以上を記録したもの
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- (7) その他特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表 1 の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表 2 の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表 2 の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表 2 の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表 3 の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表 2 の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表 4 のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報									
報告日時	月	日	時	分現在	発受信日時	月	日	時	分
発信機関 (振興局・市町村名等)					受信機関 (振興局・市町村名等)				
発信者 (職・氏名)					受信者 (職・氏名)				
発生場所									
発生日時	月	日	時	分	災害の原因				
気象等の状況	雨量								
	河川水位								
	潮位波高								
	風速								
	その他								
ライフライン関係の状況	道路								
	鉄道								
	電話								
	水道 (飲料水)								
	電気								
	その他								
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称)								
	(設置日時)	月	日	時	分	設置			
	(名 称)								
	(設置日時)	月	日	時	分	設置			
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数			罹災世帯		罹災人数		
	(救助実施内容)								

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表 2

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在			
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分	
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	道工事	河川	箇所			
	行方不明	人			海岸	箇所			
	重傷	人			砂防設備	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人			急傾斜地	箇所			
② 住家被害	全壊	棟	⑤ 土木被害	道路	箇所				
		世帯		橋梁	箇所				
		人		小計	箇所				
	半壊	棟		市町村工事	河川		箇所		
		世帯		道路	箇所				
		人		橋梁	箇所				
	一部破損	棟		小計	箇所				
		世帯		港湾	箇所				
		人		漁港	箇所				
	床上浸水	棟		下水道	箇所				
		世帯		公園	箇所				
		人		がけ崩れ	箇所				
床下浸水	棟	計	箇所						
	世帯	漁船	沈没流出	隻					
	人	破損	隻						
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	計	隻				
		その他	棟	漁港施設	箇所				
	半壊	公共建物	棟	共同利用施設	箇所				
		その他	棟	その他施設	箇所				
	計	公共建物	棟	漁具（網）	件				
		その他	棟	水産製品	件				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑥ 水産被害	計	その他	件	
		畑	流失・埋没等	ha			計		
			浸冠水	ha				⑦ 林業被害	
		農作物	田	ha					道有林
	畑		ha	治山施設		箇所			
	農業用施設	箇所	林地	箇所					
	共同利用施設	箇所	林道	箇所					
	営農施設	箇所	林産物	箇所					
	畜産被害	箇所	その他	箇所					
	その他	箇所	小計	箇所					
	計		一般民有林	林地		箇所			
			治山施設	箇所					
			林道	箇所					
		林産物	箇所						
		その他	箇所						
		小計	箇所						
		計	箇所						

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害		箇所		
	病院	公立	箇所		⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場		箇所			鉄道施設	箇所		
計		箇所		被害船舶		隻			
⑨ 商工被害	商業		件			空港	箇所		
	工業		件			水道	戸		—
	その他		件			電話	回線		—
	計		件			電気	戸		—
⑩ 公立文教施設被害	小学校	箇所				ガス	戸		—
	中学校	箇所				ブロック塀等	箇所		
	高校	箇所				都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所			計		—		
	計	箇所			被害総額				
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
罹災世帯数			世帯			危険物	件		
罹災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数		人		
災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3（略）

別表 4

被害状況判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町の者が隣接の B 町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B 町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1 か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊 1、商工被害 1 として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2 世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のも</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>	

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態のもの</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。</p>

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	河 川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり 防止施設	地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩壊防止 施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第 2 条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公 園	都市公園法施行令第 25 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第 2 条第 1 項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用 施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料 5 - 2 特設公衆電話設置場所一覧

(平成 28 年 4 月現在)

No.	設置場所	所在地	電話番号	備考
1	金富公民館	字金富 375 番地	01658-6-5821	
2	B&G 海洋センター	字北町 298 番地 11	01658-6-4450	
3	農村環境改善センター	字北町 300 番地	01658-6-4450	
4	伏古生活改善センター	字伏古 205 番地	01658-6-4065	
5	研修館サンライズ	字北町 300 番地 3	01658-6-5853	
6	公民館 協和分館(旧協和小学校)	字協和 305 番地	01658-6-6656	
7	総合センター	字本町 345 番地 1	01658-6-5115	
8	愛別小学校	字北町 234 番地 1	01658-6-5490	2 回線
9	愛別中学校	字東町 221 番地 1	01658-6-5011	
10	郷土芸能伝承館	字東町 243 番地	01658-6-4603	
11	愛別地区農業研修センター	字東町 1445 番地	01658-6-4300	
12	豊里地域交流館	字豊里 837 番地 8	—	
13	中里母と子憩の家	字中央 340 番地	01658-8-1246	
14	愛山コミュニティセンター	字愛山 1051 番地	01658-7-2217	
15	愛山公民館	字愛山 492 番地	01658-7-2009	

○ 資料 5 - 3 緊急輸送道路

(平成 28 年 4 月現在)

区分	路線名	区間
第 1 次	旭川紋別自動車道 国道 39 号線	町内全区間 町内全区間
第 2 次	道道愛別当麻旭川線 道道下川愛別線	町内全区間 町内全区間
第 3 次	町道北町 6 号線道路 町道本町北大路道路 町道本町厚伏線道路 町道愛山南 4 号線道路	全区間 全区間 一部区間 (グループハウス四季地先交差点～道道下川愛別線交差点) 一部区間 (愛山駅～寿見江橋)

○ 資料5-4 町有車両一覧

(平成 3028年 124月現在)

No.	年式	車 種	車両番号	所 管	備 考
1	H5	三菱 ミニカ	旭川 50 う 1-94	総務企画課	
2	H24	ダイハツ ミライースL	旭川 580 け 91-27	総務企画課	
3	H24	ホンダ フィットハイブリッド	旭川 500 ま 8-75	総務企画課	
4	H21	トヨタ プリウス	旭川 300 な 4-58	総務企画課	
5	H16	日産 ベニー	旭川 400 す 68-97	総務企画課	
6	H24	トヨタ カローラフィールダー	旭川 500 ま 26-83	総務企画課	
7	H30	トヨタ カローラフィールダー	旭川 500 も 62-79	総務企画課	
8	H21	トヨタ エスティマ	旭川 300 と 86-99	総務企画課	
9	H25	トヨタ ハイエースワゴン	旭川 300 む 63-71	総務企画課	
10	H27	トヨタ ハイエースワゴン	旭川 200 さ 9-71	総務企画課	
11	H13	トヨタ ハイラックスサーフ	旭川 33 ち 80-92	総務企画課	
12	H18	三菱 ランサー	旭川 400 せ 28-84	総務企画課	
13	H18	トヨタ エスティマ	旭川 331 る 3-15	診療所	
14	H17	日産 アトラス	旭川 400 す 86-65	総務企画課	
15	H5	スズキ キャブ キャリー	旭川 40 け 51-77	総務企画課	
16	H27	いすゞ 福祉バス	旭川 200 は 3-70	総務企画課	
17	H21	日野 バス	旭川 200 さ 6-86	教育委員会	
18	H21	日野 バス	旭川 200 さ 6-87	教育委員会	
19	H23	三菱 図書バス	旭川 800 さ 73-23	教育委員会	
20	H23	いすゞ バス	旭川 200 は 2-91	幼児センター	
21	H13	日野 幼稚園バス	旭川 200 さ 1-56	幼児センター	
22	H14	日産 福祉バス	旭川 800 さ 33-28	保健福祉課	
23	H9	日野 リサイクル収集車	旭川 11 つ 77-08	税町民課	
24	H21	日産 パッカー車	旭川 800 は 12-74	税町民課	
25	H27	トヨタ ハイラックス	旭川 400 そ 89-95	建設課	
26	H1	ロータリ (草刈用)	旭川 99 す 1-03	建設課	
27	H3	ショベルドーザ	旭川 00 る 59-22	建設課	
28	H23	川崎 ショベル・ローダ	旭川 000 る 34-70	建設課	
29	H22	ブルドーザ	69873	建設課	
30	H21	ニッセキ ロータリ除雪車	旭川 900 る 9-30	建設課	
31	H15	ロータリ (歩道用)	旭川 900 る 4-28	建設課	
32	H30	キャタピラー グレーダ	旭川 000 る 55-28	建設課	
33	H24	UDトラックス	旭川 800 は 15-48	建設課	
34	H20	日産 7 t ダンプ	旭川 100 は 21-74	建設課	
35	H27	日野 ダンプ	旭川 100 は 31-93	建設課	
36	H29	UDトラックス 10 t ダンプ	旭川 100 は 41-76	建設課	
37	H7	トヨタ	旭川 88 そ 37-19	保健福祉課	無償貸借 (愛別福祉会)
38	H8	日野 特養バス	旭川 22 せ 10-11	保健福祉課	無償貸借 (愛別福祉会)
39	H9	日野 2 tトラック	旭川 11 つ 77-05	保健福祉課	無償貸借 (高齢者事業団)

○ 資料 5 - 5 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 ㊦ 公安委員会 ㊦
番号標に表示されている番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあたっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	() 局
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備考		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

○ 資料 5 - 6 緊急通行車両標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

○ 資料 5-7 ヘリコプター離着陸場

(平成 28 年 4 月現在)

場所	所在地	土地の状況	備 考
愛別地区水防拠点	字南町 2 区地先	20×23m	
旧愛山小学校グラウンド	字愛山 327 番地		冬期間使用不可
愛別ファミリースキー場	字北町 351 番地 字北町 1352 番地 10		冬期間のみ使用可
愛別中学校グラウンド	字東町 221 番地 1		冬期間使用不可
愛別町公民館協和分館グラウンド	字協和 306 番地		冬期間使用不可
山村広場駐車場	字北町 306 番地 2		
農村環境改善センター駐車場	字北町 306 番地 2		
雪捨場	字北町地先		冬期間のみ使用可

○ 資料 5－8 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第 1 条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「要綱」という。)第 15 条第 3 項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター(以下「航空機」という。)の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第 2 条 緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村(消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。)の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第 3 条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機によ

る派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL				FAX		
災害の状況・派遣理由	覚 知			年	月	時	分		
	災害発生日時			年	月	時	分		
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域					希望する活動内容				
気 象 の 状 況									
離 着 陸 場 況 の 状 況	離着陸場名								
	特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先					救急自動車等の手配状況				
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)							
無線連絡方法		(周波数)							H z
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第2号（第8条関係）

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

愛別町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

○ 資料5-9 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。

この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

救急患者の緊急搬送情報伝達票 第 報

要請日時	平成	年	月	日	時	分
1 要請市町村名		電話		FAX		
担当課・職・氏名		職名		氏名		
2 依頼病院名				電話		
所在地				FAX		
担当医師名・科名			科	担当課	氏名	
3 受入病院名				電話		
所在地				FAX		
担当医師名・科名			科	直通内線番号		
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
4 ^{ふりがな} 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳	
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業	
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来：	月 日
経 過			血圧：	mmHg	脈拍：	回/分
			呼吸：	回/分	体温：	℃
	意識レベル(JCS)：					
航空機による搬送 が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性	<input type="checkbox"/> 搬送時間短縮	<input type="checkbox"/> 搬送安定性	<input type="checkbox"/> その他()		
(主な理由：)						
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り						
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)						
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)						
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)						
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他	
医 師			歳	kg		
看 護 師			歳	kg		
付 添 人			歳	kg	続柄：	
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()						
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等						
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項	
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり	
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))	
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()	
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	(サイズ：W ×L ×H (cm))	
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>		
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院：			メモ		
	受入病院：					

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)
 ※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

様式第2号

平成 年 月 日

北海道総務部危機管理監 様

住 所

氏 名



誓 約 書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす2号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。
- 3 その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

〔 応 急 ・ 復 旧 〕

○ 資料 6 - 1 事業別国庫負担等一覧

(平成 28 年 4 月現在)

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木 施設災害 復旧事業 国庫負担 法	河川	町 国道	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	標準税収入と 対比して算定 する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃 防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設 (防波堤を含む。)	道施行1か所 60万円以上	〃
	地すべり 防止施設	国道	地すべり防止区域内にある 排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩 壊防止施設	道	急傾斜地崩壊危険区域内に ある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	町 国道	トンネル、橋、渡船施設、道 路用エレベーター等道路と 一体となってその効果を全 うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	港湾	町 管理組合 国	水域施設(航路、泊地、船だ まり)、外郭施設(防波堤、 水門、堤防)、係留施設(岸 壁、浮標)、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	町 道	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	下水道	町 道	公共下水道、流域下水道、都 市下水路	道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園 (カントリーパーク)の園路 ・広場、修景施設、保養施 設、運動施設等	〃	〃	
農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	農地	町 土地改良区等 道	農地	1か所 40万円以上	5/10(通常)、 8/10、9/10 (高率該当分)
	農業用 施設	町 土地改良区等 道	用排水路、ため池、頭首工、 揚水施設、農業用道路、農地 保全施設	〃	6.5/10(通常) 9/10、10/10 (高率該当分)
	林業用 施設	町 道 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10 (通常) 7.5/10～10/10 (高率後)
	漁業用 施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設(消波 堤、離岸堤、潜堤、護岸、導 流堤、水路又は着定基質) 漁港施設(水産業協同組合 の維持管理に属する外郭施 設、係留施設、水域施設)	〃	6.5/10(通常) 10/10 (高率該当分)
	共同利用 施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業 場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
空港整備法	空港	町 国道	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、証明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			事業実施地区 北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所 75万円以上	
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所 おおむね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき	
公営住宅法	公営住宅	町 道	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	町 道 社会福祉法人 日赤	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	町 道 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	町 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	町 社会福祉法人等	居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃
	障害者支援施設	町 社会福祉法人等	障害者支援施設	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	〃
児童福祉法	児童福祉施設	町 道 社会福祉法人 日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/2
		町 社会福祉法人 医療法人 NPO法人 営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		町 社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	町 道 社会福祉法人 日赤	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	1/2
	児童厚生施設	町 社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	町	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額 1件につき80万円以上	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関	町	感染症指定医療機関	災害復旧費協議額1件につき 60万円以上	1/2
	感染症予防事業	町	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	〃
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	町 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えかつ現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	町 道	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 町 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	町 道	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 町 40万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業 国庫補助に関する 基本方針	街路	町 道	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 町 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設、都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	町	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m ³ 以上であるもの、又は2千m ³ 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m ³ 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	町 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	町（一部事務組合、広域連合を含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	町 40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1) 下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2) 都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3) 公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4) 宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

○ 資料6-2 応急金融の概要

(平成 28 年 4 月現在)

融資の 名称	内容・資格・条件等					
	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
総合 支援 資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)		
	一時生活 再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内			
生活福祉 資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
教育 支援 資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
	教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
			(高等専門学校) 月額60,000円以内			
			(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内						

融資の名称	内容・資格・条件等					
不動産担保型生活資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内				
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	用途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合:1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。 無利子 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。

融資の 名称	内容・資格・条件等						
資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
技能 習得 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又 は会社等に就職するた めに必要な知識、技能 を習得するために必要 な資金（例 洋裁、タ イプ、栄養士等）	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、 技能を 習得す る期間 中5年 を超え ない範 囲内	知識 技能習 得後1 年	20年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
修業 資金	母子家庭の母 が扶養する 児童 父子家庭の父 が扶養する 児童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	事業を開始し、又は就 職するために必要な知 識、技能を習得するた めに必要な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技 能習得中の児童が 18歳に達したこと により児童扶養手 当等の給付を受け ることができなく なった場合、上記額 に児童扶養手当額 を加算	知識、 技能を 習得す る期間 中5年 を超え ない範 囲内	知識 技能習 得後1 年	6年 以内	修学 資金と 同様
就職 支度 資金	母子家庭の母 又は児童 父子家庭の父 又は児童 父母のいない 児童 寡婦	就職するために直接必 要な衣服、履物及び通 勤用自動車等を購入す る資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年 以内	親に係る 貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る 貸付の場合 修学資金 と同じ
医療 介護 資金	母子家庭の母 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 父子家庭の父 又は児童（介 護の場合は児 童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利 用を受ける機関が1年 以内の場合に限る。）を 受けるために必要な資 金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
住宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、 改築し、増築し、建築 し、又は購入するのに 必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年 以内 (特別は 7年 以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金		医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
			母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
			失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から1年以内	離職した日の翌日から1年以内	5年以内	
	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400	高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000	6か月	20年以内 修業5年以内	修学資金と同様
	結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等							
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者							
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法			
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦			
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円							
	③ ①と②が重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					〔措置期間〕は無利子	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円								

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害復興住宅融資	1 融資対象者				
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方				
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方				
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方				
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方				
	年収		400万円未満	400万円以上	
	総返済負担率基準		30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方				
	2 融資条件				
	区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対象	住宅の規格等	各戸に居居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。		
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅
		その他			気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円	
返済期間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内
	据置期間	3年以内			1年以内（返済期間に含む。）
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.47% 特例加算額 年1.37%			
	補修の場合	年0.47%			
最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H25.4.21現在）					
受付期間	罹災日から2年間				

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 [災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。]
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 [ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。]
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.35~1.10%(H25.3現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等 公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設 資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等 公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

	内容・資格・条件等																		
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法の適用要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害 ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害 ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害 ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害 <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住宅が全壊した世帯 ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 <p>(2) 申請期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 基礎支援金：災害発生日から13月以内 ② 加算支援金：災害発生日から37月以内

[条例・協定等]

○ 資料 7-1 愛別町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 6 日 条例第 8 号

改正

平成 12 年 3 月 9 日 条例第 13 号

平成 24 年 9 月 27 日 条例第 15 号

平成 26 年 3 月 5 日 条例第 5 号

平成 28 年 12 月 14 日 条例第 35 号

(目的)

第 1 条 この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、愛別町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 愛別町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 自衛隊の職員から町長が任命する者
 - (3) 知事の部内の職員から町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその内部の職員のうちから任命する者
 - (6) 大雪消防組合職員及び団員のうちから町長が任命する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他の公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- 6 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置く事ができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 13 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（愛別町水防協議会条例の廃止）

2 愛別町水防協議会条例（昭和 62 年愛別町条例第 22 号）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 5 日条例第 5 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 14 日条例第 35 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に既に任命された第 3 条に規定する委員の取扱いについては、任期終了の日まで、なお従前の例による。

○ 資料 7-2 愛別町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 6 日条例第 9 号

改正

平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号

平成 24 年 9 月 27 日条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、愛別町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 法第 23 条の 2 第 2 項に規定する災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、同条第 3 項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。

2 法第 23 条の 2 第 3 項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長をたすけ、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当る。

4 部長は部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 17 日条例第 23 号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(災害救助条例の廃止)

2 災害救助条例（昭和 29 年愛別町条例第 58 号）は、廃止する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料 7 - 3 災害応援協定一覧

(平成 30~~28~~年 12~~4~~月現在)

1 愛別町締結協定

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
行政機関	北海道広域消防相互応援協定	・北海道 ・道内の市町村及び消防の一部事務組合	H6. 7. 25 (H3. 2. 13)	①陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊(情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊)による応援 ②航空支援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊による応援
	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	・北海道 ・道内の市町村及び消防の一部事務組合	H8. 6. 25	①消防防災ヘリコプターによる応援活動
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	・北海道 ・道内の市町村	H27. 3. 31 (H20. 6. 10)	①災害応急対策に従事する職員の派遣 ②災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資(食料、飲料水、生活必需物資等)等の提供及びあっせん ③被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん ④広域一時滞在等による被災住民の受入れ ⑤その他特に要請のあった事項
	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	・北海道開発局	H22. 5. 31	①土木施設等の被害状況の把握 ②二次災害の防止に資する応急措置の準備(資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等) ③その他緊急に応援を実施する必要があるもの
	災害時の応援に関する協定	・北海道財務局 ・北海道 ・道内の市町村	H26. 3. 28	①避難施設運営補助(支援物資運搬、避難施設巡回等) ②災害ボランティア及び支援物資等の受付事務 ③有価物(現金、保険証、貴金属等の遺失物)の分別等作業 ④罹災証明書申請受付及び発行に関する事務 ⑤罹災建物判定にかかる現地調査補助 ⑥その他災害応急対策に関する事務及び作業

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
公共的団体等	日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定	・日本水道協会北海道地方支部	H10. 7. 1	①応急給水作業 ②応急復旧作業 ③応急復旧用資材の提供 ④工事業者のあっせん ⑤その他特に要請のあった事項
	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会災害時相互応援に関する協定	・日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会の会員市町及び水道の一部事務組合	H22. 6. 15 (H19. 8. 1)	①応急給水作業 ②応急復旧作業 ③応援復旧用資材の供出 ④工事業者のあっせん ⑤前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項
	災害発生時における愛別郵便局と愛別町の協力に関する協定	・愛別町内郵便局	H26. 3. 31 (H20. 6. 1)	①郵便局ネットワークを活用した後方活動 ②被災者の避難先及び避難者リスト等の情報の相互提供 ③町内郵便局が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る。） ④災害特別事務取扱い、ゆうちょ非常払及びかんぽ非常取扱いの取扱い ⑤その他要請のあったもののうち協力できる事項
	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	・北海道コカ・コーラボトリング(株)	H21. 11. 26	①災害対応型自動販売機の電光掲示板による地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等の提供 ②町災害対策本部が設置された場合などの緊急時における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
	災害時における応急対策活動に関する協力協定書	・愛別町建設協会	H24. 7. 1	①道路施設災害及びがけ崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び搬送 ②その他応急対策活動に付随して発生する資機材及び物資の輸送
	災害等の発生時における愛別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	・北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 7. 14	①被災場所における LP ガスの被害状況及び復旧状況の情報提供 ②被災場所における応急措置及び復旧工事 ③避難場所等への LP ガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事 ④LP ガス供給停止が長期となった場合の簡易コンロ等の手配 ⑤大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等の安全対策 ⑥その他必要とする事項

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
公 共 的 団 体 等	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	・(株)ナガワ	H25. 5. 13	①レンタル機材の提供
	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定書	・(株)旭川国際ゴルフ場	H27. 6. 19	①ゴルフ場クラブハウスへの受入れ ②駐車場の利用 ③飲料水、食料支援、食事場所の提供 ④浴場、トイレ、ロッカーの利用 ⑤臨時ヘリポート設置 ⑥被災者輸送協力 ⑦その他実施可能な事項
	災害時における緊急放送等に関する協定	・旭川ケーブルテレビ(株)	H27. 9. 1	①災害時緊急放送
	災害時における応急対策業務に関する協定	・上川地方建設業協会連絡協議会	H27. 10. 30	①緊急人命救助に伴う障害物除去業務 ②道路交通確保業務 ③治水安全確保業務 ④緊急パトロール業務 ⑤その他緊急応急業務
	災害時協力協定書	・一般財団法人北海道電気保安協会	H28. 7. 13	①公共施設の電力復旧に必要な調査 ②公共施設の電力復旧工事の監督・指導及び検査 ③その他の応急対策活動
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	・(株)セブン-イレブン・ジャパン	H29. 8. 10	①食料品、飲料、日用品等の物資の供給 ②店舗の営業の継続又は早期再開

2 上川町村会締結協定

区分	協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
行 政 機 関	かみかわの絆 19～上川管内町村広域防災に関する決議～	・上川管内 18 町村	H26. 2. 14	①食料、資機材等の提供・あっせん ②車両等の提供・あっせん ③被災者の救出、医薬品等の提供・あっせん ④職員の派遣 ⑤被災者の受入れ ⑥物資供給拠点及びボランティア活動の支援 ⑦行政事務の支援 ⑧その他要請のあったもの
公 共 的 団 体 等	災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	・一般社団法人 旭川地区トラック協会	H27. 4. 1	①物資の緊急・救援輸送

3 北海道締結協定

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考	
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社（22社）	S36～		
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社（9社）	S40.5.20～		
	災害時における放送要請に関する協定	日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8		
医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く）委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1		
	災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道医師会	S62.12.22		
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	（一社）北海道歯科医師会	H9.4.14		
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）スズケン愛生館営業部	H13.4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）ほくやく	H13.4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）モロオ	H13.4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）竹山	H13.4～		
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	（株）ムトウ	H13.4～		
	災害時の医療救護活動に関する協定	（一社）北海道薬剤師会	H14.2.28		
	北海道 DMAT の派遣に関する協定	北海道 DMAT 指定医療機関（34 機関）	H19.9.12～		
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23.9.5		
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	（一社）日本産業・医療ガス協会	H24.9.7		
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	（公社）北海道看護協会	H24.12.28		
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	（一社）北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29		
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29		
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	（公社）北海道柔道整復師会	H26.5.16		
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、（一社）北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、（一社）北海道知的障がい福祉協会		H26.11.5	
		北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、（公社）日本認知症グループホーム協会北海道支部、（一社）北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会		H27.3.31	
災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合		H29.1.27		

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17. 11. 22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18. 12. 22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セイコーマート	H18. 12. 22	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20. 2. 21	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20. 7. 24	別掲 (帰宅支援)
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20. 7. 24	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20. 12. 18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	帰宅者支援 含む。
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	H23. 3. 23	帰宅者支援 含む。
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	帰宅者支援 含む。
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、 (株)ファミリーマート	H25. 11. 22	
	災害時における物資の供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H26. 11. 21	
	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン (株)	H28. 6. 20	
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29. 3. 10	
救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	NPO 法人日本レスキュー協会	H20. 4. 16	
	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21. 6. 26	
	災害時における動物救護に関する協定	動物救護関係の団体:(公社)北海道 獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24. 12. 21	地方自治体: 道、札幌市、 旭川市、函館市
	災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区 協議会	H25. 1. 23	
	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10. 12. 18	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25. 3. 25	
	建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25. 4. 1	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	地方独立行政法人北海道立総合研 究機構	H22. 4. 1	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業廃棄物協会	H23. 4. 19	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24. 10. 31	
	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道地質調査業協会	H27. 1. 28	
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	ヤマト運輸(株)	H27. 9	
	災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29. 1. 27	
	災害時における相互体制に関する協定	北海道公立大学法人札幌医科大学	H29. 12. 20	
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14. 3. 29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17. 11. 1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18. 6. 23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8. 11. 1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23. 5. 2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24. 3. 27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27. 2. 23	
	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	(一社)全国木造建設事業協会	H29. 10. 20	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20. 12. 17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン (ミスタードーナツ店)	H24. 11. 1	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セイコーマート	H18. 12. 22	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22. 1. 20	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	H23. 3. 23	(再掲)
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23. 12. 26	(再掲)
災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定 (帰宅者支援)	日糧製パン(株)	H24. 3. 27	(再掲)	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
輸送・保管	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ジャルエクスプレス・(株)ジェイエア	H25.3.29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)AIRDO	H26.1.29	
	災害時における物資の保管等に関する協定	苫小牧地区倉庫協会	H29.7.24	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	燃料、帰宅者支援含む。
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26.1.29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道支部	H17.4.8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H27.3.13	
	災害時における相談業務の応援に関する協定	士業7団体(弁護士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士、行政書士)	H29.6.2	相談
	災害時における物資の供給に関する協定	丸玉産業(株)	H29.8.23	合板
行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8.7.18	H24.5.18改正(最新)
	大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定	北海道、東北8道県	H7.10.31	H26.10.21改正(最新)
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道179市町村	H9.11.5	H27.3.31改正(最新)(町と重複)
	大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24.6.7	
	災害時の応援に関する協定	北海道財務局、全道179市町村	H26.3.28	(町と重複)
	災害救助用米穀等引渡協定	農林水産省北海道農政事務所	H18.10.3	
	北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28.12.9	

〔 様 式 〕

○ 別記第 1 号様式 災害情報報告

災 害 情 報 報 告

(報告第 号)		部 長	班 長	班 員		
報 告 日 時	年 月 日 () 時 分					
報告者の所属・氏名	部 班					
情報提供者の氏名等	住所 氏名 〆 () -					
情報提供者の所在						
情報提供の方法	電話 ・ 訪問 ・ その他 ()					
災 害 情 報 の 内 容	区 分	<input type="checkbox"/> 被害情報 <input type="checkbox"/> 資機材等の要請 <input type="checkbox"/> 支援要請				
		<input type="checkbox"/> その他 ()				
	概 要	発 生 日 時	年 月 日 時 分 (確認)			
		場 所				
		原 因				
		被 害 状 況				
		応 急 措 置				
		対 策 要 求				
		気 象 等 の 状 況				
そ の 他						
(特記事項)						

注 太枠内は、第三者から情報提供があった場合に記入すること。

○ 別記第2号様式 職員参集状況報告書

職員参集状況報告書

			受付番号	
参集場所			氏名	
参集時間	自宅出発時間	時 分	所属	課 係
	到着時間	時 分	部・班名	部 班
	所要時間	時間 分	参集方法	歩・転・バ・車・交
本人・家族等の安否の状況				
参集途上での被害の状況				
参集途上における留意事項				

- 注 1 参集後に記入し、班長又は所属長に提出すること。
- 2 班長又は所属長は、収集後に総務対策部（職員班）に提出すること。
- 3 受付番号は、総務対策部（職員班）で記入すること。
- 4 「本人・家族等の安否の状況」欄は、負傷等の状況を記入するとともに、家族の場合は、続柄を記入すること。
- 5 「参集途上での被害の状況」欄は、人的、建物、橋梁、ライフライン等の被害の状況を簡潔に記入すること。
- 6 「参集途上における留意事項」欄は、参集途上において、危険箇所等防災対策面で気がついた事項等を記入すること。
- 7 「参集方法」欄は、徒歩の場合は“歩”、自転車の場合は“転”、児童二輪の場合は“バ”、自動車の場合は“車”、交通機関利用の場合は“交”に○を付けること。

○ 別記第3号様式 職員参集状況集計表

職員参集状況集計表

区分 (部・班)	総人数	時 分現在	時 分現在	時 分現在	備 考
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
	人	人 %	人 %	人 %	
合 計	人	人 %	人 %	人 %	

○ 別記第4号様式 職員参集状況受付簿

職員参集状況受付簿

対策部長 様

対策部

班長

番号	所属・職氏名	参集時刻	参集方法	備考（職員の健康状態等）
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	
		:	歩・転・バ [○] ・車・交	

注1 「参集方法」欄は、徒歩の場合は“歩”、自転車の場合は“転”、自動二輪の場合は“バ”、自動車の場合は“車”、交通機関利用の場合は“交”に○を付けること。

2 「備考」欄は、参集した職員が負傷等により、作業を行うに当たり支障のある場合に限り記入すること。

○ 別記第5号様式 職員等安否確認調査票

職員等安否確認調査票

対策部長 様

対策部

班長

所属・職氏名	連絡方法	連絡時間	連絡の可否	本人・家族等の安否状況	備考 (参集可能時間等)
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		
	電話 その他 ()	:	可・否		

○ 別記第6号様式 気象通報等受理簿（兼送信票）

気象通報等受理簿（兼送信票）

決 裁	町 長	副町長	課 長	主担当	副担当	合 議
発信日時	年 月 日		午前 午後	時 分	電話・電報・IP告知 その他（ ） 連絡	
発信者				受信者	印	
予警報の 種 類				発表時刻	時 分	発表機関
受 理 事 項						
処 理 方 法						

○ 別記第7号様式 水防活動実施報告

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名)

至 年 日

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
道(都府県)分 前回迄		人	円	円	円		円	円	円	
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										
水防管理団体分 前回迄										
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
月分	()									
小計										
累計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 別記第8号様式 自衛隊の災害派遣要請について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

愛 別 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 区域 (区域図を添付のこと)

(2) 活動内容

4 派遣部隊が展開できる場所 (場所図を添付のこと)

5 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 :

職 名 :

氏 名 :

電話番号 :

※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 別記第9号様式 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 第 号
月 月 日

北 海 道 知 事 様

愛 別 町 長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付けをもって要請を要求した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請されるよう依頼します。

記

1 派遣を必要とした事由

2 撤収要請日時 年 月 日 時 分

○ 別記第 10 号様式 災害情報速報

災 害 情 報 速 報 (第 号)

愛 別 町

報告日時 月 日 時現在

気象状況		降 雨 量	総 雨 量	mm	
主要河川 状 況	河 川 名	地 区 名	概 要 (水 位 等)		
道路橋梁 状 況	路 線 名 等	地 区 名	概 要 (不 通 箇 所 等)		
浸水状況	地 区 名	概 要	地 区 名	概 要	
避難状況	区 分	地 区 名	避 難 場 所	避 難 人 員	時 間
	避 難 指 示				
	避 難 勸 告				
	自 主 避 難 (避難準備情報)				

○ 別記第 11 号様式 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）

別表 第 1 号様式

従 事 第 号	公 用 令 書
	住所 氏名
	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。
	年 月 日
	処分権者 ㊟
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表 第 2 号様式

保 管 第 号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
	災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。			
	年 月 日			
	処分権者 ㊟			
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号 公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 土地 家屋 施設 物資 管理 使用 収用 を 使用する。																																								
年 月 日 処分権者 ㊟																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号 公 用 変 更 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。 年 月 日 処分権者 ㊟		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者	印

（備考）用紙は、日本工業規格 A5 とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
愛 別 町 長	印
交 付 責 任 者	印

（備考）規格 縦6センチ 横9センチとする。

（裏）

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

○ 別記第 12 号様式 避難者名簿

避 難 者 名 簿

月 日 時現在

避難所名		担当職員名	
開設期間	年 月 日 時 ~	年 月 日 時	

番号	入 所 年月日	氏 名 生年月日	現 住 所	性 別	世帯主 との 続 柄	摘 要	退 所 年月日
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							

○ 別記第 13 号様式 避難所受入台帳

避難所受入台帳

(避難所：)

管理者 認 印	月 日	受入人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計	(日間)					

注 1 「受入人員」欄は、当日の最高受入人員数を記入し、受入人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

2 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3 他市町村の住民を受入れたときは、その住所、氏名及び受入期間を「備考」欄に記入すること。

○ 別記第 14 号様式 避難所設置及び受入状況

避難所設置及び受入状況

(愛別町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設期間		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

注 1 「種別」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2 「計」欄は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

○ 別記第 15 号様式 救助種目別物資受払簿

救 助 種 目 別 物 資 受 払 簿

救助種目別	
品 名	

愛 別 町

品 目		単 位			
年 月 日	摘 要	受	払	残	備 考
計	道調達分				
	町調達分				

注 1 「摘要」欄に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2 「備考」欄に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。

3 「最終行」欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

○ 別記第 16 号様式 被災者救出状況記録簿

被災者救出状況記録簿

愛 別 町

年月日	救出 人員	救出用機械器具							実支出額	備考
		名 称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有者 (管理者) 名	金 額	修繕 月日	修繕費			
	人			円		円		円	円	
計										

注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。

2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。

3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 17 号様式 緊急通行車両等事前届出書

<input type="radio"/> 地震防災 <input type="radio"/> 災害応急対策用 <input type="radio"/> 原子力災害 <input type="radio"/> 国民保護措置用	<input type="radio"/> 地震防災 <input type="radio"/> 災害応急対策用 <input type="radio"/> 原子力災害 <input type="radio"/> 国民保護措置用
緊急通行車両等事前届出書 北海道公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 北海道公安委員会 印
番号 標に表示 されている番号 車両の用途(緊急輸送 を行う車両にあって は、輸送人員又は品名)	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害 対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のた めの措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときに は、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所 等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、 汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に 届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなった とき。
住 所 氏 名	
出 発 地 (注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の 写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を 添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出し てください。	
注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2 規格は、A列4番横長とする。	

○ 別記第 18 号様式 規制除外車両事前届出書

<p>○ 地震防災 ○ 災害応急対策用 ○ 原子力災害 ○ 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出書</p> <p style="text-align: center;">北海道公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p>	<p>○ 地震防災 ○ 災害応急対策用 ○ 原子力災害 ○ 国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;">規制除外車両事前届出済証</p> <p>左記のとおり事前届出を受けたことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 北海道公安委員会 印</p>
<p>番号標に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>出 発 地</p> <p>(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両の自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を所管する警察署に提出してください。</p>	<p>(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。</p> <p>2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。</p> <p>3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。</p>

注 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 規格は、A列4番横長とする。

○ 別記第 19 号様式 輸送記録簿

輸 送 記 録 簿

愛 別 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等		金額	修		繕		燃料費	実支出額	備考	
			使用車両			故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
					円				円	円			
計													

- 注 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 市の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。
 6 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 20 号様式 炊き出し給与状況

炊 き 出 し 給 与 状 況

愛 別 町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注 1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 21 号様式 飲料水の供給簿

飲 料 水 の 供 給 簿

愛 別 町

供 給 月 日	対 象 人 員	給水用機械器具								実支出額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃料費			
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費		修繕の 概 要		
	人			円		円		円	円		
計											

注 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

○ 別記第 22 号様式 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日 時現在

愛 別 町

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
	全壊（焼）												
流失													
半壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 別記第 23 号様式 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

平成 年 月 日 時現在

愛 別 町

世帯 品目	単価	人世帯				人世帯				人世帯				計				備考	
		円				円				円									
		数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額	数	世帯数	所要数	金額		
計																			

注1 本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。

2 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。

3 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 別記第 24 号様式 物資の給与状況

物資の給与状況

平成 年 月 日 時現在

愛 別 町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

注 1 住家の被害程度区分に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。

注 2 「給与月日」欄に、その世帯に対して最後に給与された物資の給与月日を記入すること。

注 3 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

○ 別記第 25 号様式 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主 氏名 _____ 印

連絡先(避難所・電話番号等) _____

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

○ 別記第 26 号様式 救護班活動状況

救 護 班 活 動 状 況

救護班

㊞

班長：医師 氏名

月	日	市町村名	患者数	措置の概要	死体検案数	修繕費	備考
			人		人	円	
計							

注 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

○ 別記第 27 号様式 病院診療所医療実施状況

病院診療所医療実施状況

愛 別 町

診療機関名	患者氏名	診療期間	病名	診療区分		診療報酬 入院	診療報酬 通院	点数	金額	備考
				入院	通院					
						点	点	点	円	
計	機関									

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

○ 別記第 28 号様式 助産台帳

助産台帳
愛別町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
	月時 日分		月 月 日 日 ～	円	
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		
	月時 日分		月 月 日 日 ～		

○ 別記第 30 号様式 応急仮設住宅台帳

応 急 仮 設 住 宅 台 帳

愛 別 町

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏 名	家族数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工 月日	竣工 月日	入居 月日	実支 出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。

2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。

3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。

4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。

5 「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。

6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

7 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 32 号様式 遺体の搜索状況記録簿

遺 体 の 搜 索 状 況 記 録 簿

愛 別 町

年 月 日	搜 索 員 人	搜 索 用 機 械 器 具								実 支 出 額	備 考
		名 称	借 上		修 繕			燃 料 費			
			数 量	所 有 者	金 額	修 繕 月 日	修 繕 費		修 繕 の 概 要		
	人			円		円		円	円		

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 2 搜索用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。
 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 34 号様式 埋葬台帳

埋 葬 台 帳
愛 別 町

死亡年月日	埋葬年月日		死亡者		埋葬者	埋葬氏名	死亡者の関係	行った者 棺(付属品を含む)	埋葬又は火葬料	葬		備考
	氏名	年齢	骨	費計								
									円		円	
計												

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 町長が、棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。
 4 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 35 号様式 障害物除去の状況

障 害 物 除 去 の 状 況

愛 別 町

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
			円		
計	半壊 半焼	世帯			
	床上 浸水	世帯			

注 1 住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

○ 別記第 36 号様式 賃金作業員雇用台帳

賃 金 作 業 員 雇 用 台 帳

住 所	氏 名	日 額	月 分					基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日	日数	金 額	時間	金 額	
計	人	円										

注 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。

2 各日別就労状況は、1日就労したものは「1」と表示する。また、5時間の時間外就労は「1.5」と表示すること。

○ 別記第 37 号様式 公用負担権限委任証

第	号	公 用 負 担 権 限 委 任 証		
		住 所		
		職 名		
		氏 名		
上記の者に		区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使について		
委任したことを証明します。				
	年	月	日	
				委任者 氏 名 印

縦 9cm 横 6cm

○ 別記第 38 号様式 公用負担命令票

第 号				
公 用 負 担 命 令 票				
		住 所		
		氏 名		
水防法第 28 条第 1 項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。				
1. 目的物				
	(1)	所在地		
	(2)	名称		
	(3)	種類 (又は内容)		
	(4)	数量		
2. 負担内容				
(使用・収用・処分等について詳記すること)				
	年	月	日	
				命令者 職 氏 名 印

(日本工業規格 A4 版)